

1. 育児休業での申請に伴う申立書

④

保育所等施設の利用が決定・内定した場合は、入所月の月末までに、育児休業前と同じ職場へ復職することが入所条件となります。また、復職後は改めて就労証明書をお取りいただき、入所の翌月末までに子育て支援課へ提出してください。(やむを得ない事情で同じ職場への復職ができない場合は、速やかに子育て支援課へご連絡ください。)

ただし、下記の事情により、入所月末日までに復職できない場合は、チェックを付してご提出ください。
(この場合の復帰期限は、入所月の翌月15日とさせていただきます。)

【翌月15日まで復職延長を希望する場合】

勤務先の都合で月初めの復帰となるため、慣らし保育の期間が必要

その他()

※その他の方は、内容を伺った上で、町が判断させていただきます。

※育児休業給付金支給決定通知書または送金通知書（ハローワークまたは共済組合発行）を添付してください。

【同意欄】

- 保育所等施設の利用開始が決定した場合は、**育児休業前と同じ会社に、上記期日までに復職します。**
- 復職した際は、復職したことが分かる就労証明書を**入所の翌月末までに提出**します。
- 育児休業前と同じ会社へ復職できない場合、利用開始翌月末で退所となることに了承します。

上記の内容に同意します。

年 月 日

保護者氏名（育休取得者）

保育所等施設の利用が決定・内定した場合は、入所月の月末までに、育児休業前と同じ職場へ復職することが入所条件となります。また、復職後は改めて就労証明書をお取りいただき、入所の翌月末までに子育て支援課へ提出してください。(やむを得ない事情で同じ職場への復職ができない場合は、速やかに子育て支援課へご連絡ください。)

ただし、下記の事情により、入所月末日までに復職できない場合は、チェックを付してご提出ください。
(この場合の復帰期限は、入所月の翌月15日とさせていただきます。)

【翌月15日まで復職延長を希望する場合】

- 勤務先の都合で月初めの復帰となるため、慣らし保育の期間が必要
- その他（
※その他の方は、内容を伺った上で、町が判断させていただきます。

入所月の翌月15日までの復職を希望する方は、こちらにチェックをつけてください。

※育児休業給付金支給決定通知書または送金通知書（ハローワークまたは共済組合発行）を添付してください。

【同意欄】

- 保育所等施設の利用開始が決定した場合は、**育児休業前と同じ会社に、上記期日までに復職します。**
- 復職した際は、復職したことが分かる就労証明書を**入所の翌月末までに提出します。**
- 育児休業前と同じ会社へ復職できない場合、**利用開始翌月末で退所となることに了承します。**

上記の内容に同意します。

令和7年11月13日

保護者氏名（育休取得者） みやしろ 花子